



島根県報

平成29年12月22日（金）

号外 第 147 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

松江市の中核市への移行に伴う関係条例の整備に関する条例の施行期日を定める規則 (総務課) 2

島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則を廃止する規則 (健康推進課) 2

【人委規則】

島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則の一部を改正する規則 2

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 3

東日本大震災に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特例に関する規則の一部を改正する規則 3

公布された条例等のあらまし

◇松江市の中核市への移行に伴う関係条例の整備に関する条例の施行期日を定める規則（規則第55号）

松江市の中核市への移行に伴う関係条例の整備に関する条例の施行期日は、平成30年4月1日とすることとした。

◇島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則を廃止する規則（規則第56号）

1 規則の概要

島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則は、廃止することとした。

2 施行期日

平成30年4月1日から施行することとした。

規 則

松江市の中核市への移行に伴う関係条例の整備に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成29年12月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第55号

松江市の中核市への移行に伴う関係条例の整備に関する条例の施行期日を定める規則

松江市の中核市への移行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成29年島根県条例第42号）の施行期日は、平成30年4月1日とする。

島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成29年12月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第56号

島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則を廃止する規則

島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則（平成17年島根県規則第119号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月22日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第27号

島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則の一部を改正する規則

島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則（平成16年島根県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1第3の項第1号イ中「島根県人事委員規則」を「島根県人事委員会規則」に改め、同項第4号イ中「第2号」の次に「、第37条の2第2項」を加える。

附 則

この規則は、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成29年島根県人事委員会規則第28号）の施行の日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月22日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第28号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第37条の2中「（以下「休職等の期間」という。）」を削り、「（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日」を「同日」に、「いずれかの日」を「次の昇給日」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 外国機関等派遣職員若しくは公益的法人等派遣職員が職務に復帰した場合又は人事委員会が定めるこれに準ずる場合における号給の調整について、前項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得て、その者の号給を調整することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

東日本大震災に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月22日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第29号

東日本大震災に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特例に関する規則の一部を改正する規則

東日本大震災に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特例に関する規則（平成24年島根県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特例に関する規則

第1条中「東日本大震災に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特例に関する条例」を「東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特例に関する条例」に改める。

第2条第3項中「、新事務棟及び新事務本館」を「その他の放射線による人体への影響を防止するように設計された施設（人事委員会が定める施設を除く。）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。